

経済産業省令第二十七号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十六号）の施行に伴い、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月三十日

経済産業大臣 名

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令
指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成十二年通商産業省令第四百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ(2)中「令別表第二第九号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するインジウムの質量、同表第四十四号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するタリウムの質量、

同表第五十号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するテルルの質量。」を削る。

第三条第一項第八号中「暴露性」を「環境影響」に改める。

附則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。